朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の魅力を創出する活動に主体的に取り組み、持続的な地域の発展と活性化を目指し、地域への愛着と誇りを持てる地域づくり（以下「魅力づくり活動」という。）を推進することを目的として、任意団体がアイデアバンク（朝倉市アイデアバンク設置要綱（令和６年朝倉市告示第１８６号）の規定によるアイデアバンクをいう。以下同じ。）の提案を市内において実施する場合の経費に対し、予算の範囲内で朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、朝倉市補助金交付規則（平成１８年朝倉市規則第４４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付対象となる任意団体は、魅力づくり活動を推進する事業を実施する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　５人以上で構成されている団体であること。

（２）　宗教活動又は政治活動を主な目的とした団体ではないこと。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体ではないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、アイデアバンクに登録された提案を活用して市内で行う事業であって、事業効果が高いと市長が認めるものであること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金を交付する対象としない。

（１）　営利を目的とした事業

（２）　特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

（３）　政治活動又は宗教活動を目的とした事業

（４）　施設等の整備（不動産取得を含む。）を主な目的とする事業

（５）　他の補助金等の助成を受けて行う事業

（６）　公序良俗に反する事業

（７）　その他市長が補助金を交付する対象として適当ではないと認めた事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接必要な経費のうち報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

（１）　任意団体の会員を対象とした報償費及び食糧費

（２）　任意団体の運営に関する経常的経費

（３）　その他市長が補助対象経費として適当ではないと認めた経費

（補助金の交付額及び交付回数）

第５条　補助金の交付額は、補助対象経費に係る実支出額と総事業費から寄附金、その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて算出された額以内の額とする。

２　１回当たりの補助金の交付限度額は５０万円とし、補助率は１０分の１０以内とする。

３　補助金の額は、１，０００円未満の端数を切り捨てた額とする。

４　補助金の交付は、各会計年度において１任意団体につき１回とする。

５　アイデアバンクに登録された同一の提案を同一の任意団体が複数年実施する場合の補助金の交付は、通算３回までとする。

（補助対象事業の募集）

第６条　市長は、期間を定めて補助対象事業の企画提案を募集するものとする。

２　市長は、前項の募集をするときは、募集要項を定めて公表するものとする。

（事業企画提案書の提出）

第７条　前条の募集に応じて企画提案をしようとする任意団体（以下「提案団体」という。）は、朝倉市魅力づくり活動支援事業企画提案書（様式第１号。以下「企画提案書」という。）に次に掲げる書類を添えて、前条第２項に規定する募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（１）　事業収支予算書

（２）　団体概要書

（３）　会員名簿

（４）　その他市長が必要と認める書類

（補助事業の選考等）

第８条　市長は、企画提案書の提出があったときは、補助対象事業を選考するため、別に定める方法により審査を行う。

２　市長は、前項の審査の結果に基づき補助対象事業の採択の可否を決定し、朝倉市魅力づくり活動支援事業選考結果通知書（様式第２号）により提案団体に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第９条　補助対象事業の採択の決定を受けた提案団体は、朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金交付申請書（様式第３号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第１０条　市長は、交付申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否を決定し、朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により提案団体に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付すことができる。

（補助事業の変更等）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた提案団体（以下「補助団体」という。）は、補助対象事業の変更（軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、朝倉市魅力づくり活動支援事業変更等承認申請書（様式第５号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助対象事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、朝倉市魅力づくり活動支援事業変更等承認決定通知書（様式第６号）により補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　補助団体は、補助対象事業を完了したときは、朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金実績報告書（様式第７号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

（１）　事業活動報告書

（２）　事業収支決算書

（３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金確定通知書（様式第８号。以下「確定通知書」という。）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　確定通知書を受けた補助団体は、補助金を請求するときは、朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（概算払請求）

第１５条　前条の規定にかかわらず、市長は、補助団体から概算払請求があったときは、補助金の交付決定額の一部又は全部について概算払をすることができる。

２　補助団体は、概算払請求をするときは、朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金概算払請求書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し）

第１６条　市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金の交付の条件に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、朝倉市魅力づくり活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）により、補助団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１７条　市長は、第１１条第２項及び前条第１項の規定により、補助事業の変更若しくは中止を承認し、又は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１８条　この要綱の施行に関し事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年８月１日から施行する。